入門課題04

知的所有権について

知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう

著作権と産業財産権

　知的財産は大きく次の表のように、著作権と産業財産権に分類される。

|  |  |
| --- | --- |
| 著作権 | 文芸、学術、美術、音楽などのジャンルの文化的な創作物は著作物であり、それらを保護の対象とする「著作権」がある。著作権は、その対象が創作された時点で自動的に発生する。 |
| 産業財産権 | 産業財産権は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングやロゴマークなどについて独占権を与え産業の発展を図ることを目的にしている。産業財産権等は、登録しなければ権利が発生しない。 |

産業財産権の種類

* 製品の発明に対する特許権
* 製品の形状や構造などについての考案に対する実用新案権
* 製品のデザインに対する意匠権
* 製品やサービスの名前、マークに対する商標権